

大阪テクノマスタープロジェクトマネージャー任命要領

(目的)

第1条 大阪テクノマスター制度実施要綱第7条第5項の規定により、大阪テクノマスターープロジェクトマネージャー（以下「プロジェクトマネージャー」という。）を任命するためには必要な事項を定める。

(役割)

第2条 プロジェクトマネージャーの役割は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 大阪テクノマスターの活動支援
 - (2) 大阪テクノマスターの活動の企画・運営・情報発信
 - (3) 前二項にかかる助言

(要件)

第3条 プロジェクトマネージャーの任命は、次に掲げる各号のすべての要件に該当するものに対して行う。

- (1) 大阪テクノマスター制度に対する関心・理解があると認められる方
 - (2) 前条の役割に意欲的に取り組めると認められる方
 - (3) 中小製造業に精通している方

(手続き)

第4条 経済戦略局長は、前条に該当するものの中からプロジェクトマネージャーを任命する。

(任期)

第5条 プロジェクトマネージャーの任期は、任命の日から、当該任命の日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

(報酬等)

第6条 プロジェクトマネージャーの活動等に対する報酬は支給しない。

(庶務)

第7条 プロジェクトマネージャーに関する次の業務は、経済戦略局産業振興部産業振興課において処理する。

- (1) プロジェクトマネージャーの任免にかかる庶務
 - (2) 第2条の役割にかかる庶務

(解任等)

第8条 経済戦略局長は、プロジェクトマネージャーが次に掲げる各号の一に該当する場合、任期途中であっても解任することができる。

- (1) 虚偽の申請など不正の手段によりプロジェクトマネージャーの任命を受けたとき。
- (2) プロジェクトマネージャーとして、著しくふさわしくない行為を行ったとき。
- (3) プロジェクトマネージャーから健康上等の理由で、辞退の申出があったとき。
- (4) プロジェクトマネージャーとしての役割を果たしていないと認められるとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者であったとき。
- (6) 各種法令等に抵触する行為又はその恐れがあるとき。
- (7) その他、経済戦略局長がプロジェクトマネージャーとして不適当であると認める合理的な事由が存在するとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、経済戦略局長が定める。

附則

この要領は、平成31年1月17日から施行する。